

神戸市ネットモニターアンケート調査結果

テーマ	多様な人材がくらしやすい環境づくりについて
調査期間	平成 28 年 8 月 4 日～17 日
対象モニター数	3,025 名
回答モニター数	2,084 名（回答率 68.9%）

【調査結果概要】

＜人権意識について＞ P. 2～

お互いの人権を尊重し、共存していける社会を実現する施策の実施のために、人権意識についてお聞きしました。

日常生活の中で自分や周囲の人の「人権」が尊重されているかについて、「(どちらかといえば) そう思う」は約 7 割でしたが、今までに人権が侵害されたと思ったことがある方は約 3 割、人権を侵害された時の対応については、「何もしなかった」が約 4 割でした。何らかの機関へ相談していただけるよう環境を整えてまいります。

「ヘイトスピーチ解消のための法律」と「性的マイノリティ、LGBT」の認知度はどちらも約 6 割でしたが、年代が低いほど割合が下がりました。これらの新たな人権課題に対する差別意識をなくすため、より人権啓発に力を入れ、特に若年層への啓発に努めます。

＜男女共同参画について＞ P. 5～

「職場」と「社会全体」で、「(どちらかといえば) 男性の方が優遇されている」と思う人の割合が約 7 割と高いことから、事業所だけでなく広く啓発を行っていきます。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という役割分担について、「(どちらかといえば) 反対」と回答した人は全体で約半数でしたが、性別・年代によって違いがみられました。

「DV」と「セクシュアル・ハラスメント」については、被害を受けた人を知っている割合はどちらも約 2 割、相談窓口の認知度は約 4～5 割でした。引き続き、DVに関する知識や窓口を周知し、被害者の早期発見、早期対応ができるよう努めていきます。

＜市民福祉に関する行動・意識調査について＞ P. 7～

今後の福祉施策を検討する際の基礎資料とするために、調査を行いました。

地域における福祉の問題として、「地域住民のつきあいの減少」「道徳意識の低下」の順に多くなりました。

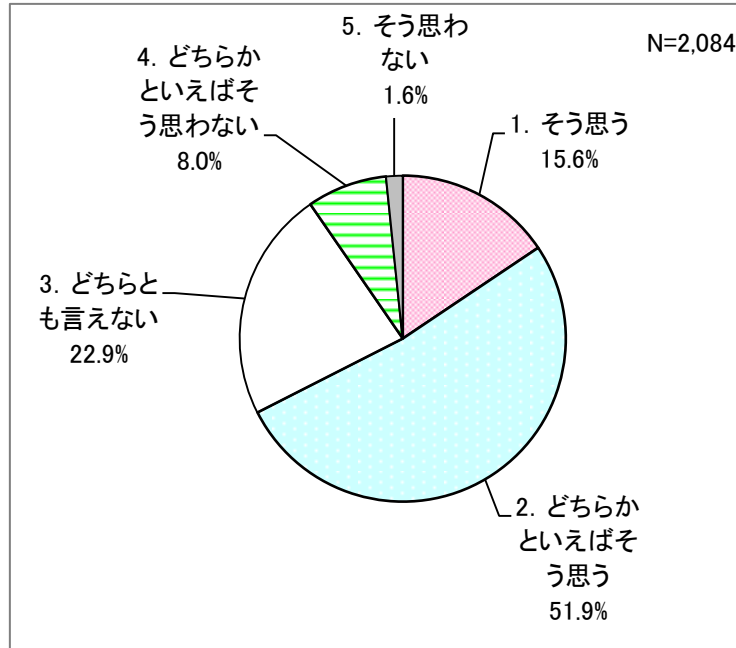
また、「コミュニティビジネス」「中間的就労」「くらし支援窓口」「地域福祉ネットワーク」「区社会福祉協議会」「福祉避難所」といった福祉施策の認知度については、どれも約 1～2 割にとどまっており、まだ認知度が低いことがわかりました。

<人権意識について>

日本国憲法は、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利、法の下での平等などを保障しています。以下でおたずねする「人権」はこれらをさしています。

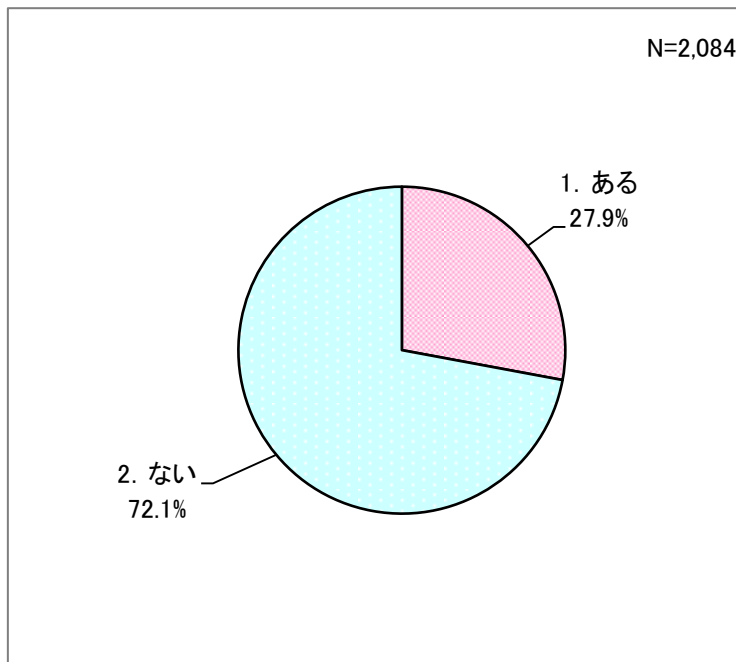
問1

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。あなたは、日常生活の中で自分や周囲の人の「人権」が尊重されていると思いますか。



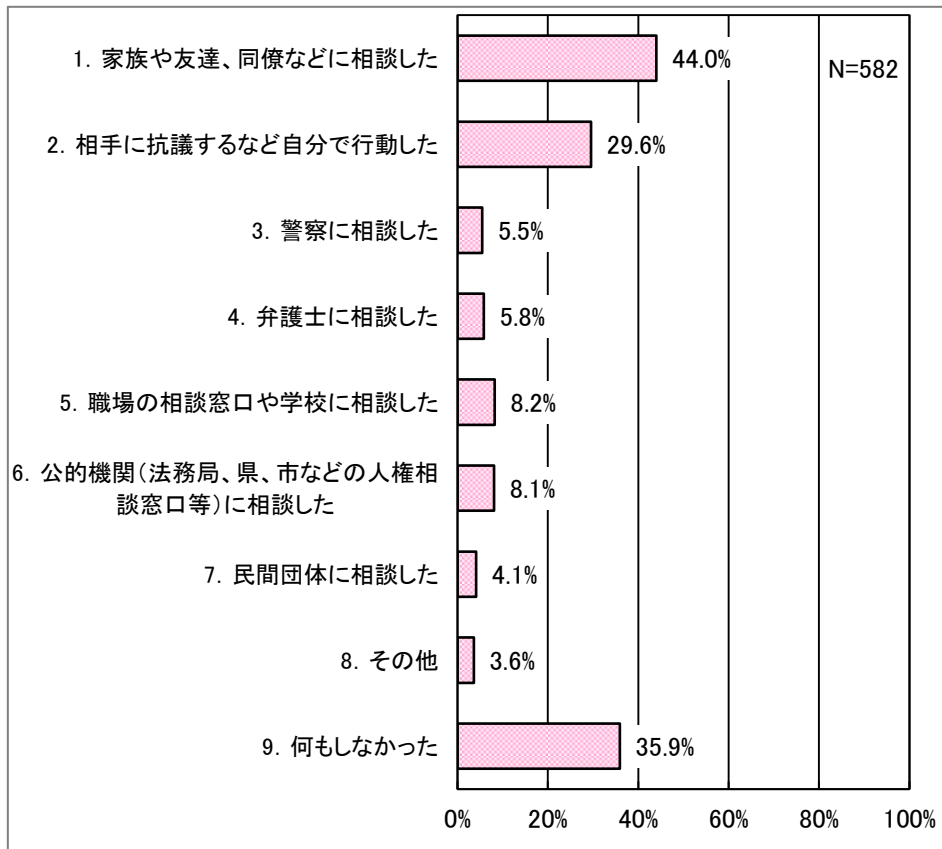
問2

あなたは、今までに自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。



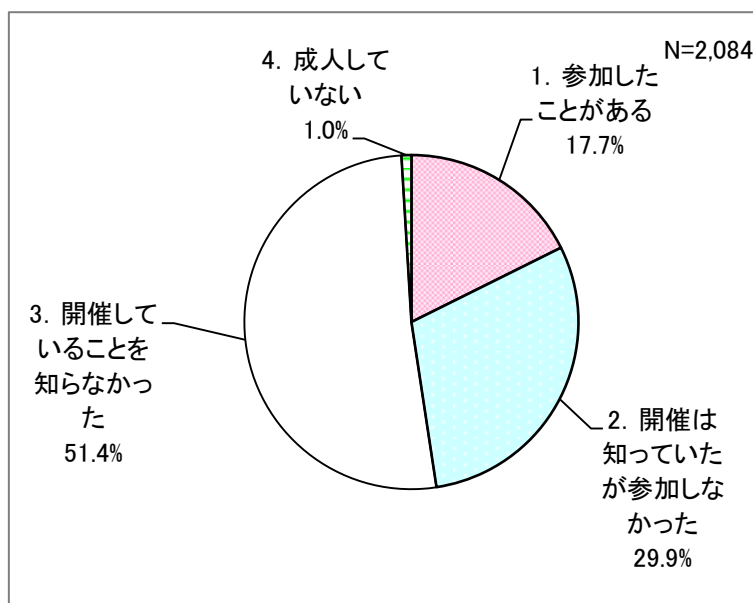
問2-1 <問2で「1. ある」と回答した方>

人権を侵害された時、どうされましたか（すべて選択）。



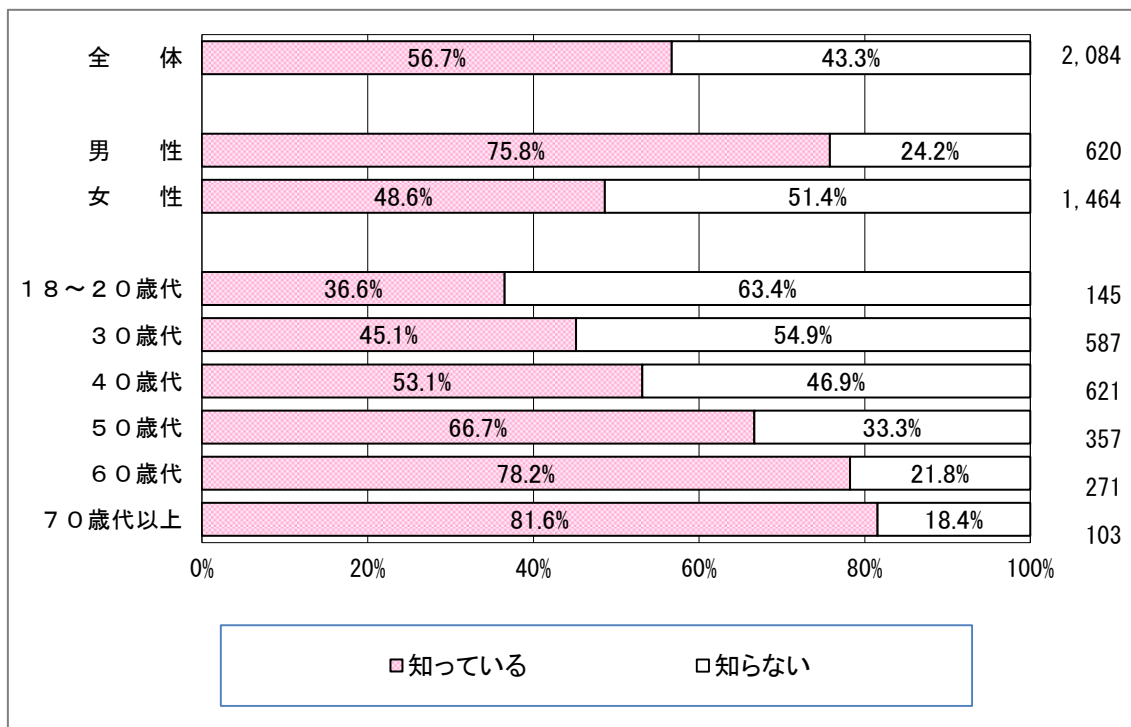
問3

人権問題についての理解を深めるために、講演会、研修会、学習会、映画会などが様々な形で開催されていますが、成人してから以降参加したことがありますか。



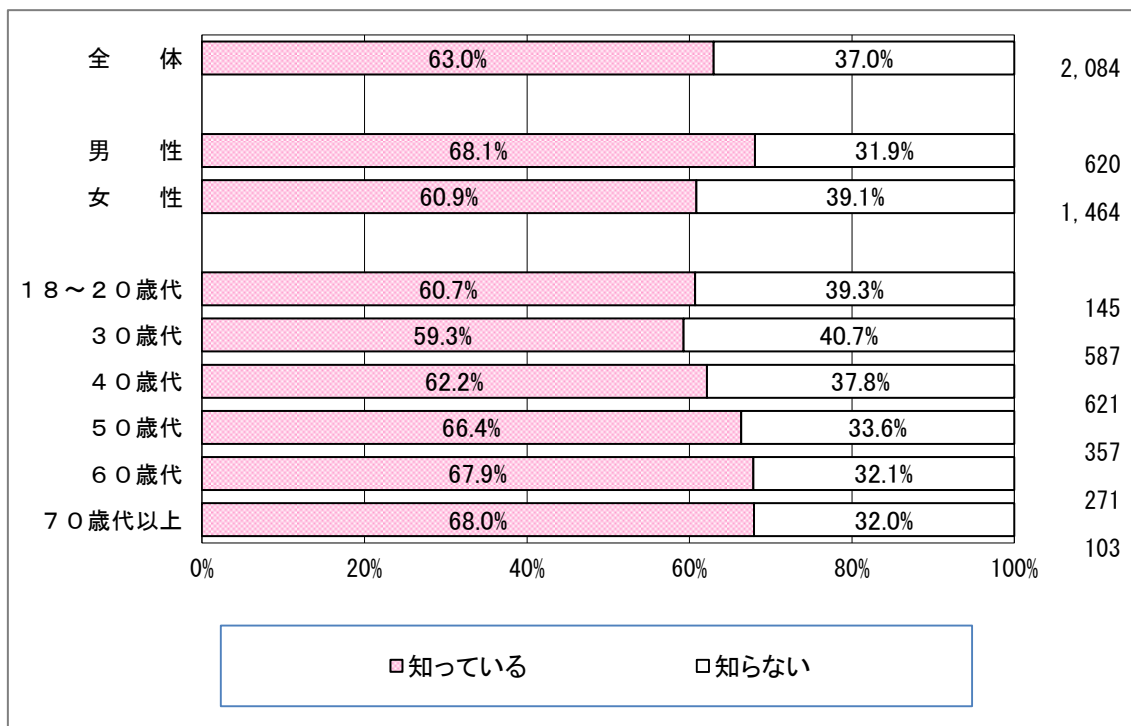
問4

外国人に対するヘイトスピーチ解消のための法律（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が制定されたことを知っていますか。



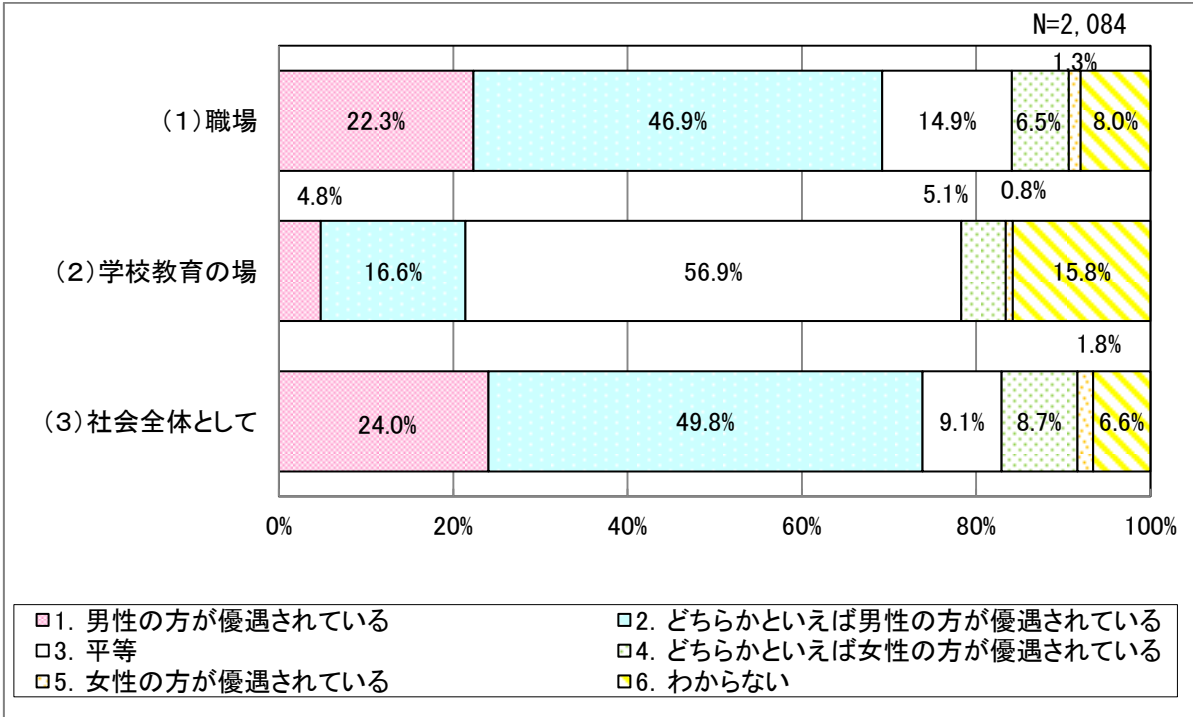
問5

性的マイノリティ、LGBTという言葉を知っていますか。

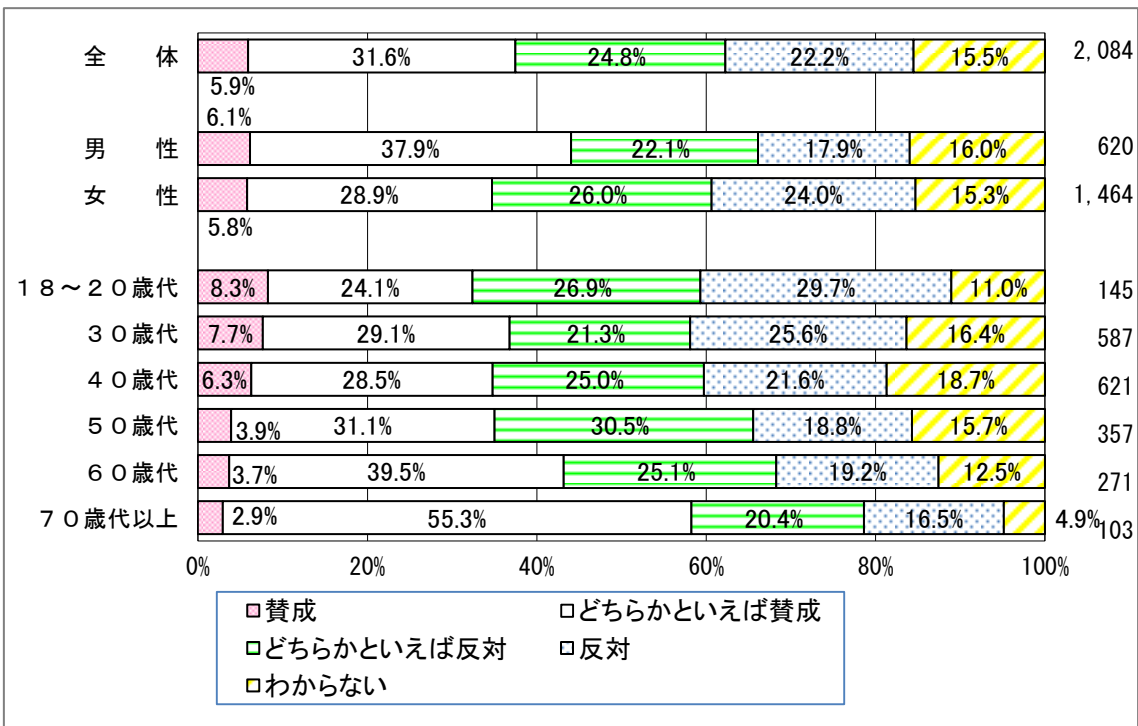


<男女共同参画について>

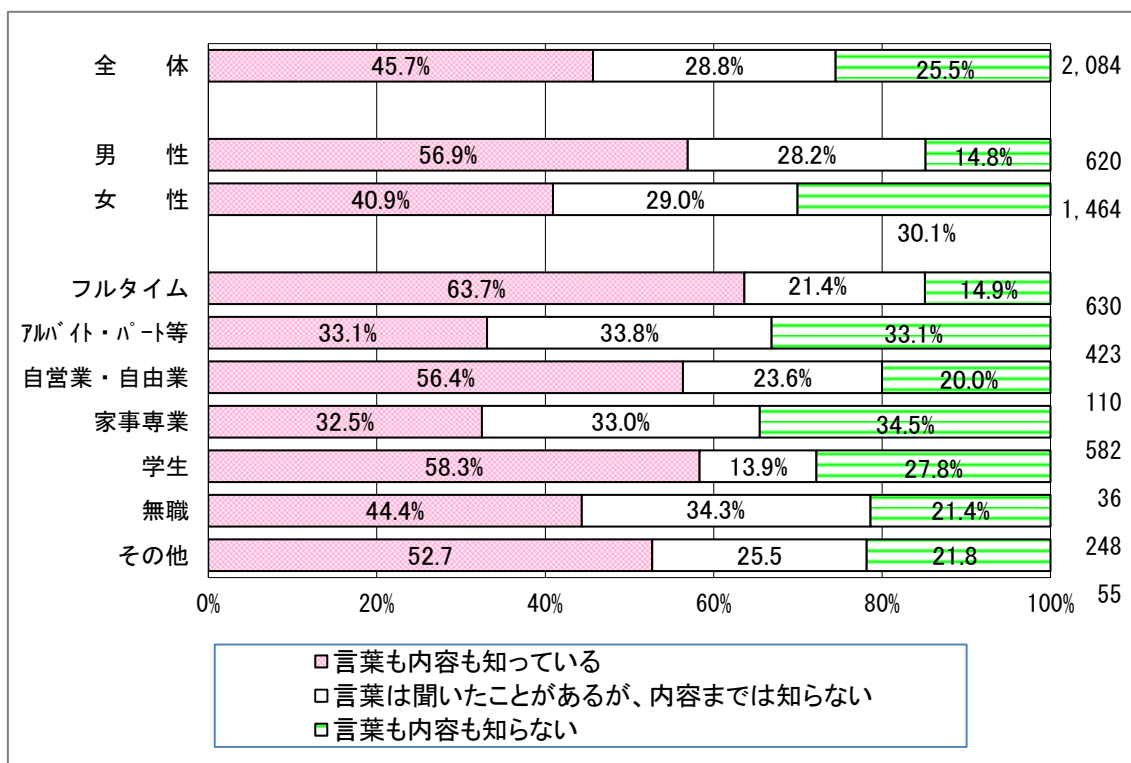
問6 あなたは、以下のそれぞれの場面や制度において男女の地位は平等になっていると思われますか。次の（１）から（３）までのそれぞれについて選んでください。



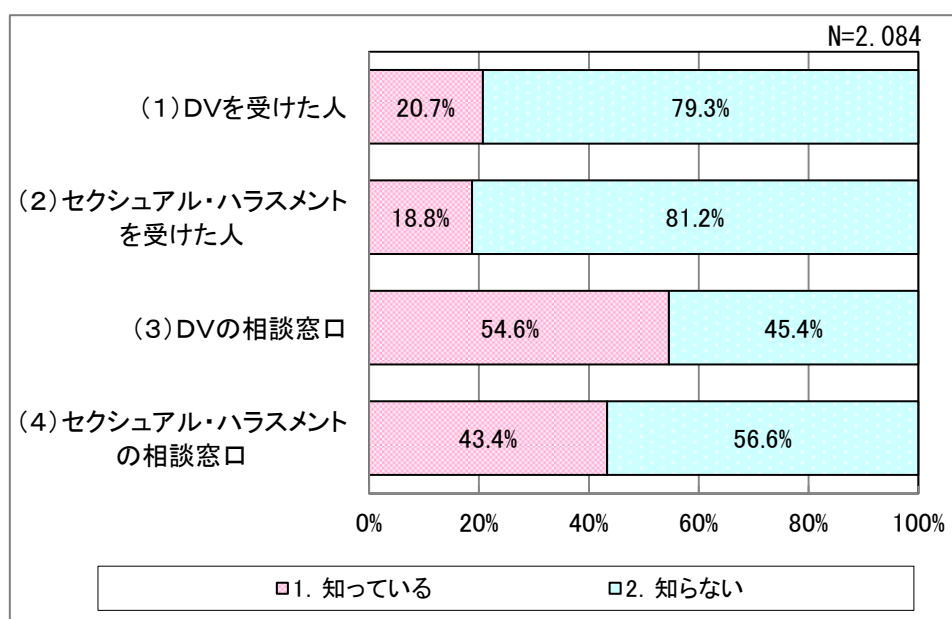
問7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という男女の役割分担について、あなたのご意見をお伺いします。



問8 あなたは、「仕事と生活の調和」すなわち「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をご存知ですか。



問9 あなたは、この1年間に、ご自身も含めて身の回りにDV（ドメスティック・バイオレンス＜配偶者等からの暴力＞）やセクシュアル・ハラスメントを受けた人を知っていますか。また、DVやセクシュアル・ハラスメントの相談窓口があることを知っていますか。

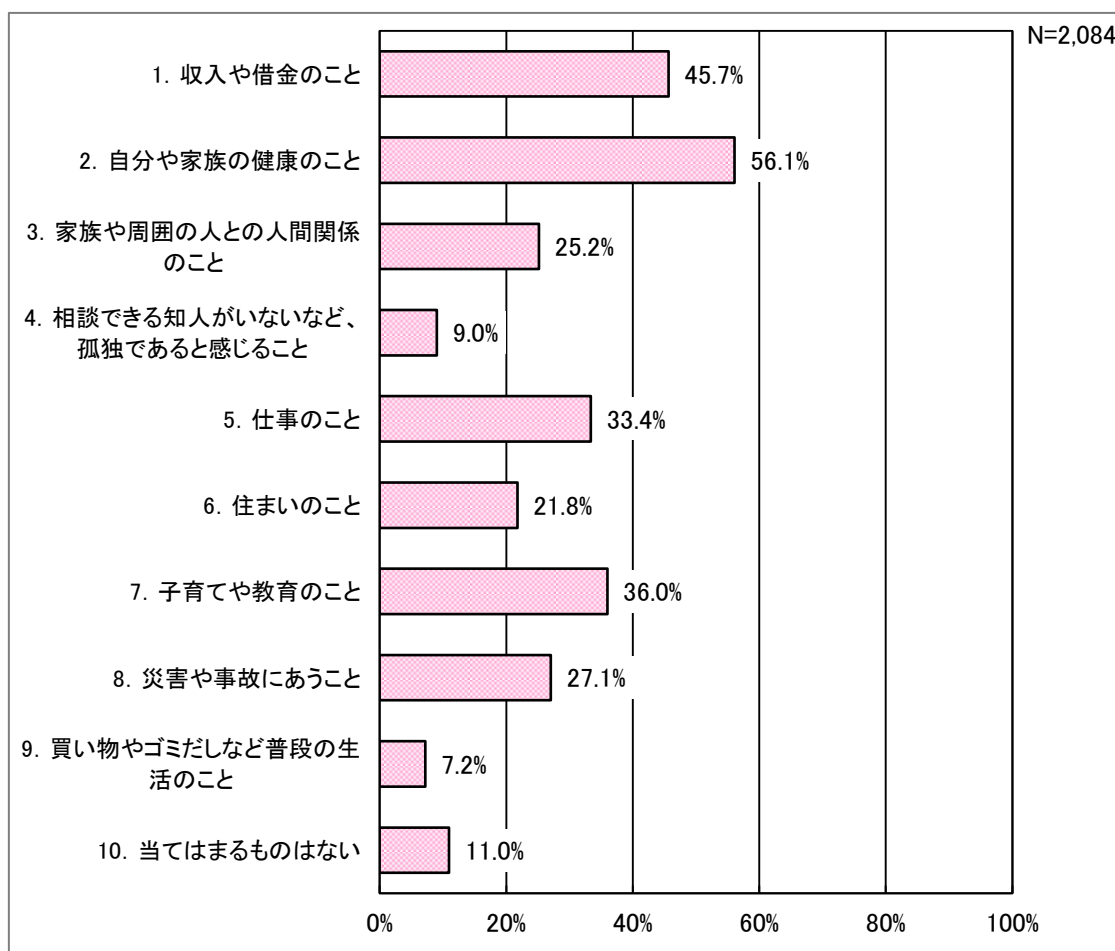


【参考】配偶者等からの暴力（DV）対策について

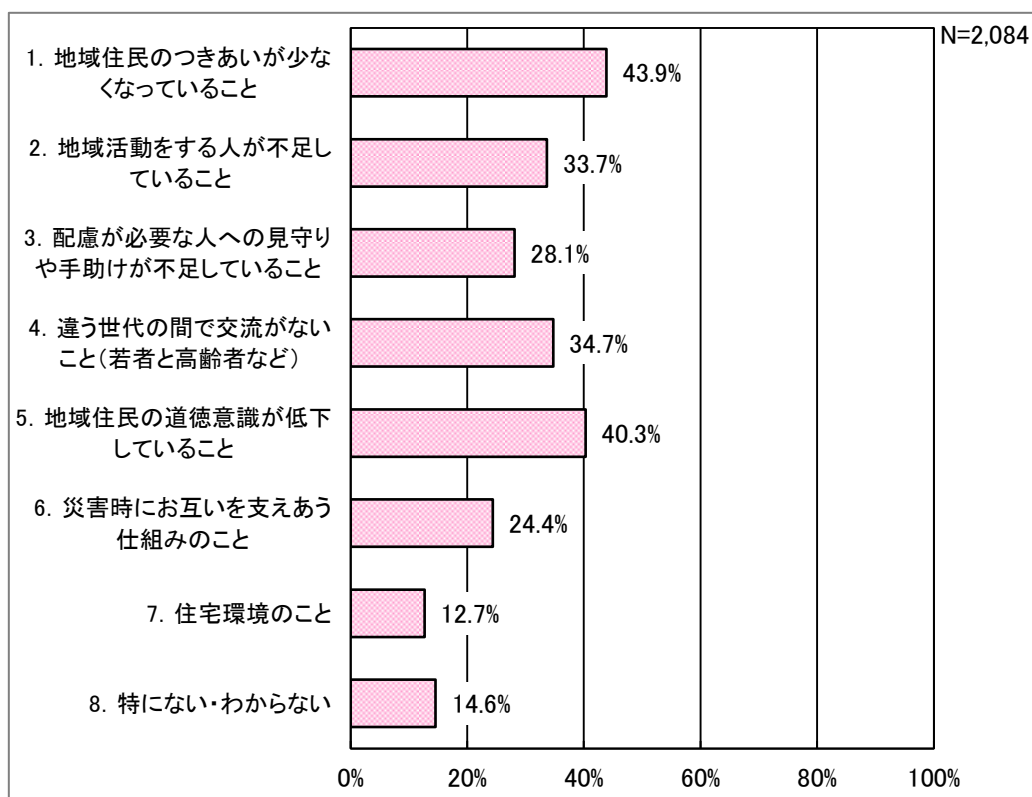
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/dv.html>

<市民福祉に関する行動・意識調査について>

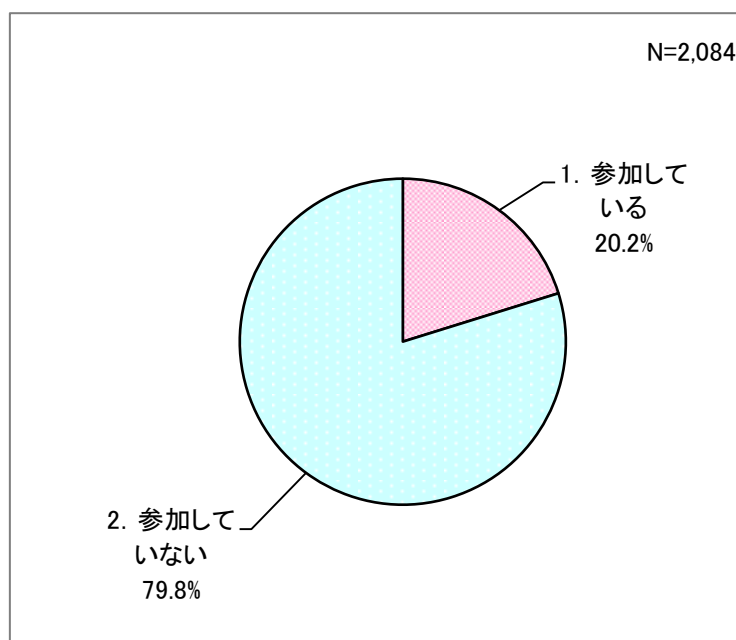
問10 あなたは現在不安に思ったり、困ったりしていることがありますか（すべて選択）。



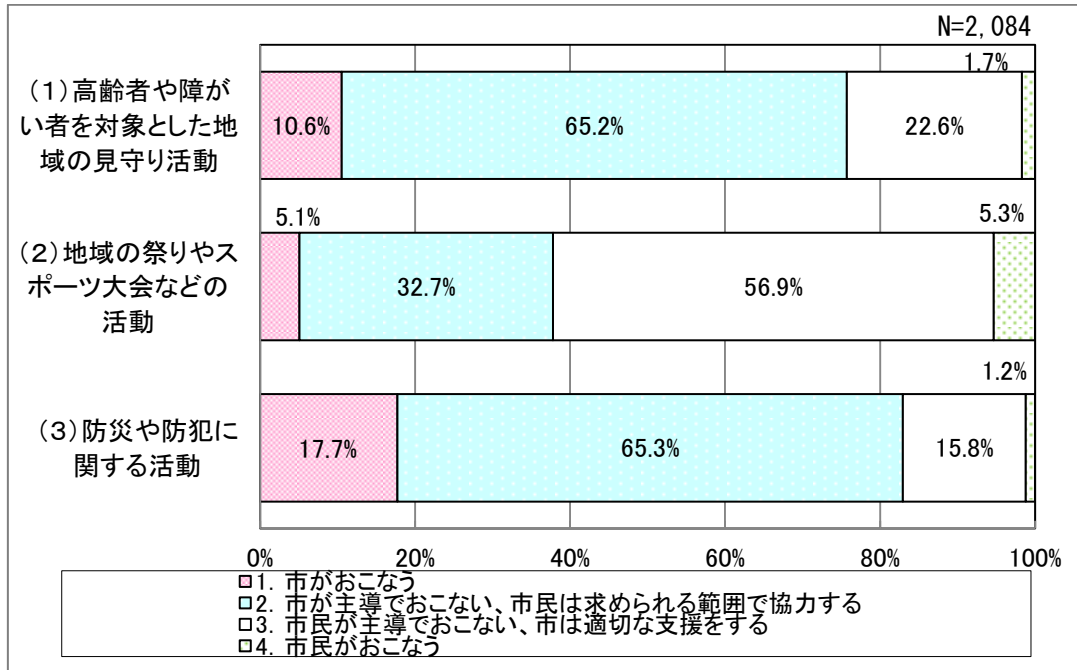
問 1 1 あなたの地域における福祉の問題は何だと思いますか（すべて選択。）



問 1 2 あなたは、定期的に地域活動（ボランティア活動）に参加していますか。

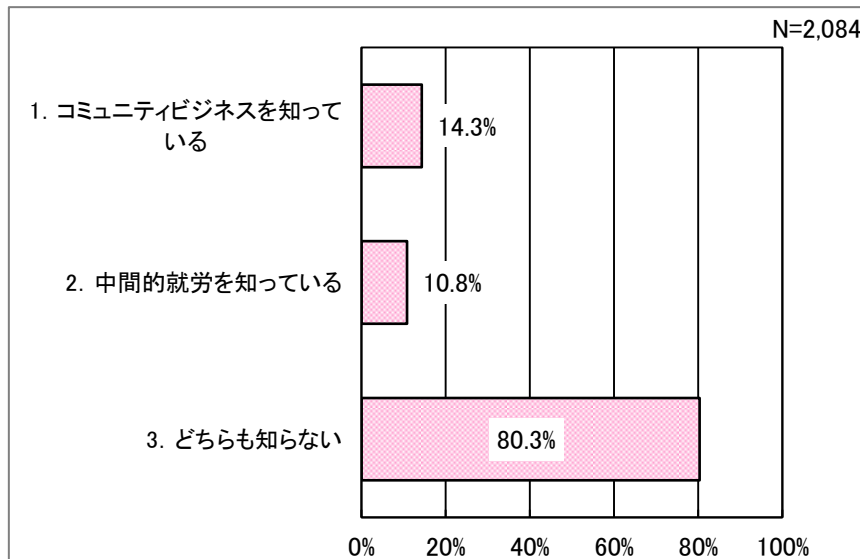


問 1 3 次の（１）～（３）の地域活動について、あなたのお住まいの地域でおこなう場合、主に市民と市のどちらが行うべきだと思いますか。



問 1 4

近年、「コミュニティビジネス」や「中間的就労」など様々な形での仕事や働き方が地域において増えてきています。あなたはこれらについて知っていますか（すべて選択）。

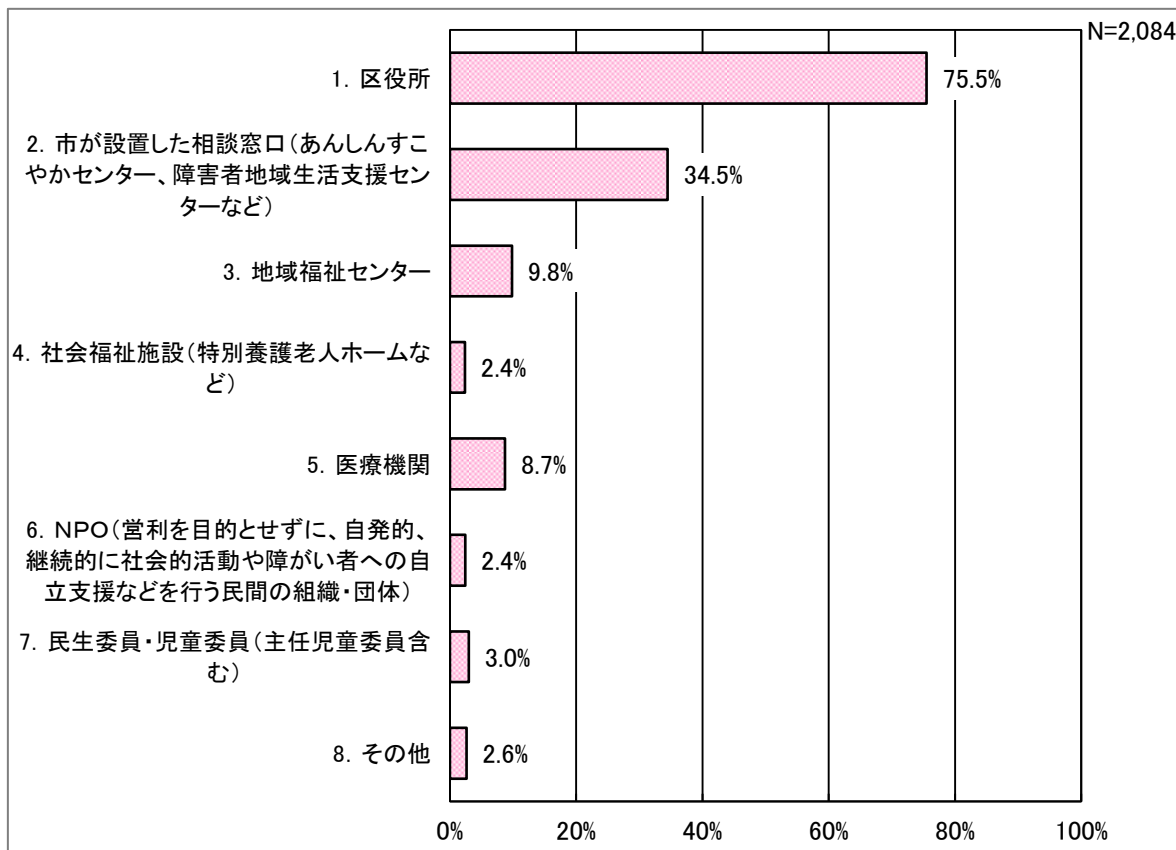


【参考】

- コミュニティビジネスとは様々な地域課題を、事業性のある（ビジネスの）手法で解決する事業活動。
- 中間的就労とは一般的な就労が困難な人に対して、企業・NPO・社会福祉法人等が協力し提供する働く場や訓練の場。

問 15

神戸市では、高齢者や障がい者、子育てなど各種の福祉に関する相談窓口を設置しています。あなたは福祉に関する相談はどこに行きますか。



【参考】

福祉に関する相談窓口（例）

高齢者に関する相談

各区役所保健福祉部健康福祉課、
あんしんすこやかセンター（市内 75 ヶ所、在宅介護の相談や保健福祉サービスの手続きができる総合窓口）

障がい者に関する相談

各区役所保健福祉部健康福祉課
障害者地域生活支援センター（市内 14 ヶ所、地域で生活するための相談窓口）

子育てに関する相談

各区役所保健福祉部 こども家庭支援課
こども家庭センター（市内に 1 カ所、子どもに関する相談窓口）

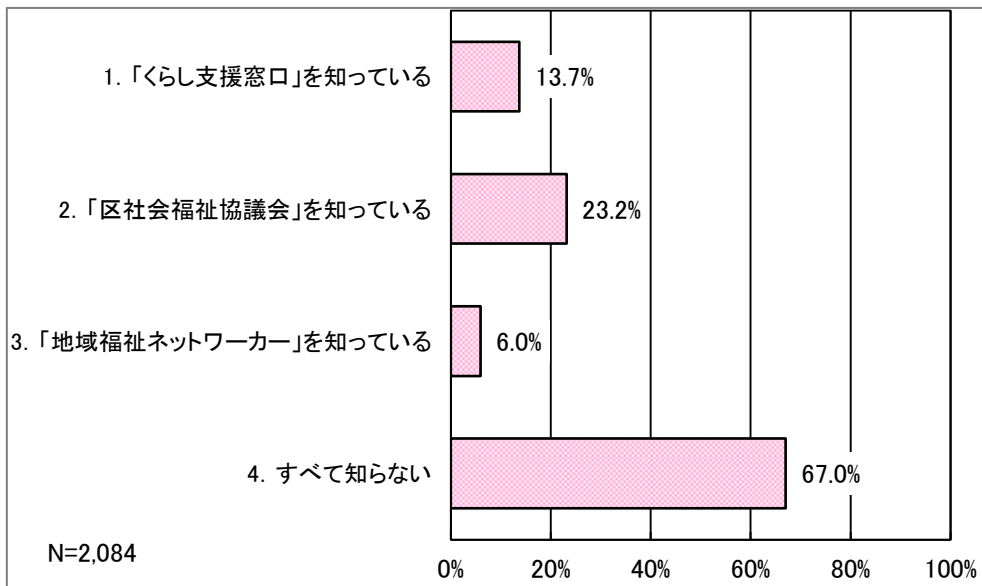
地域における身近な相談

地域福祉センター（概ね小学校区に 1 カ所）

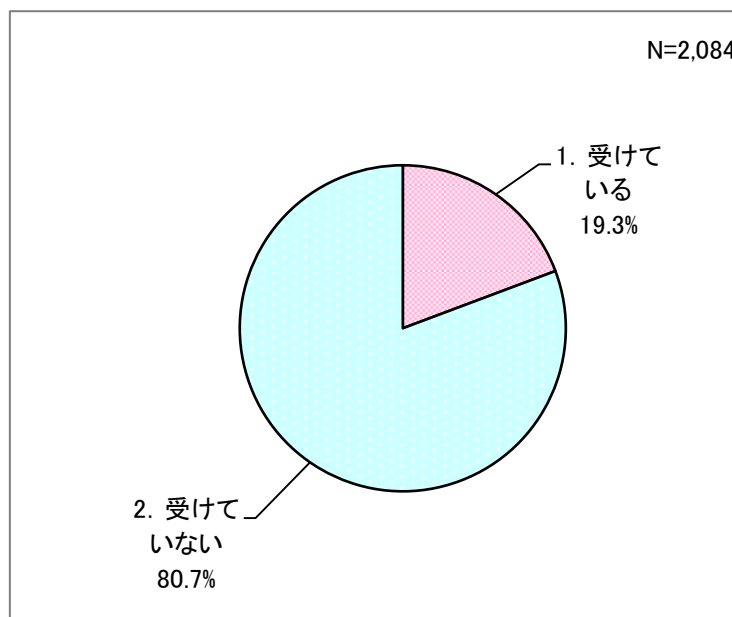
問 1 6

神戸市では平成 27 年度より新たに区役所に「暮らし支援窓口」を設置し、年齢や世帯構成に関わらず、生活に困っている人から幅広く相談を受けています。また、各区社会福祉協議会に配置されている「地域福祉ネットワーカー」は様々な職種や団体のネットワークを築きながら、地域の課題を解決する活動をしています。

あなたは、「暮らし支援窓口」や「地域福祉ネットワーカー」、「区社会福祉協議会」を知っていますか（すべて選択）。

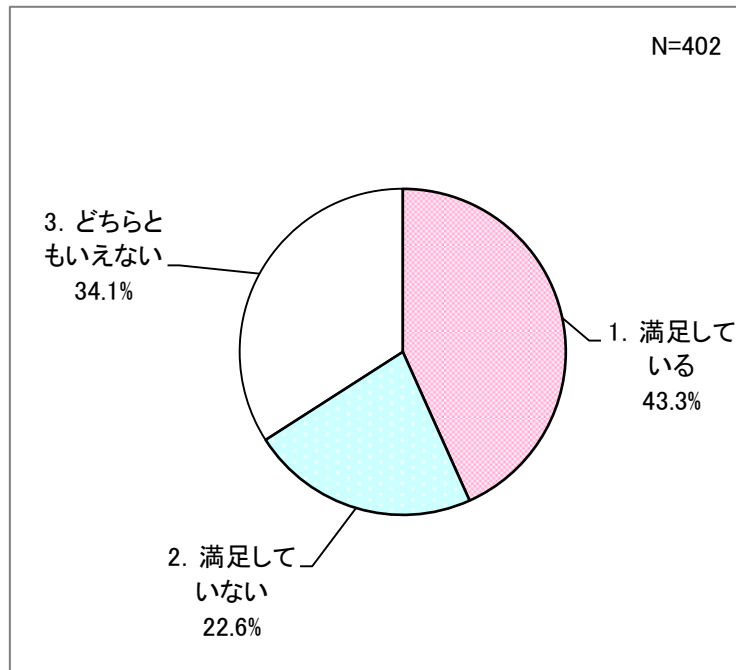


問 1 7 あなたやあなたの家族は今、保健福祉サービス（介護保険サービス、障害福祉サービス、保育所、学童など）を受けていますか。



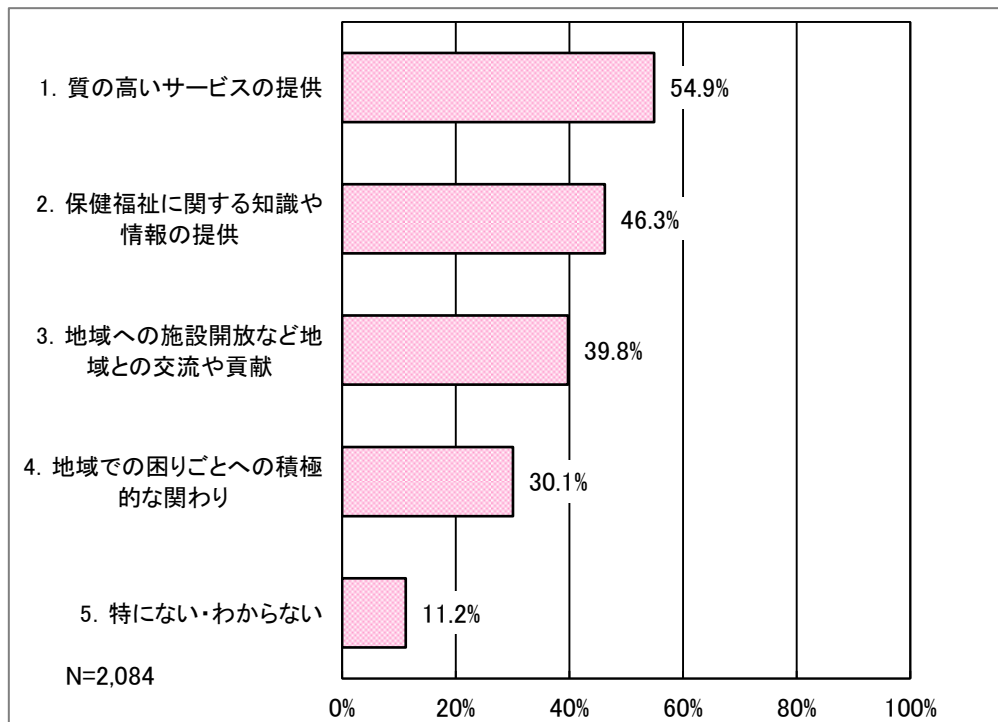
問17-1 <保健福祉サービスを受けている方>

サービスに満足していますか。



問18

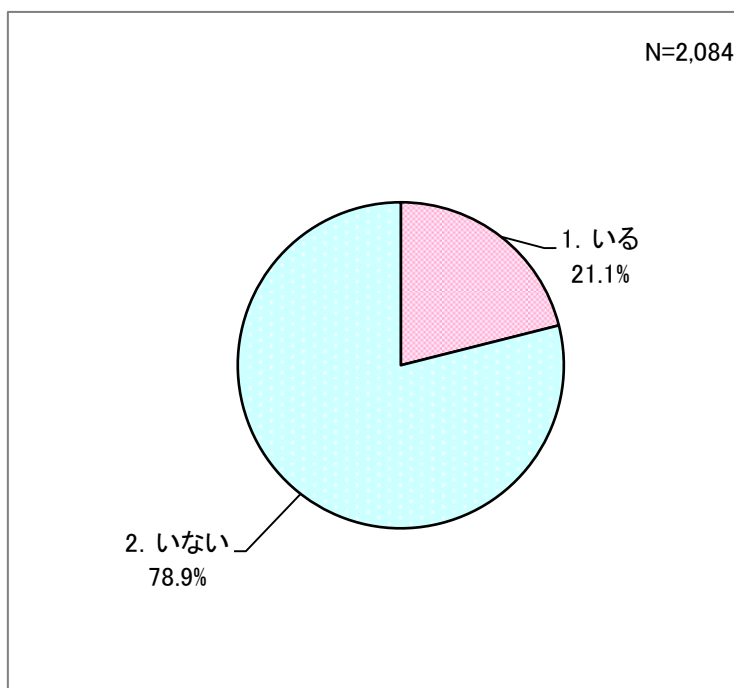
地域の福祉を充実させるため、保健福祉サービスを提供する事業者（老人ホーム、障がい者施設、保育所など）にどのような役割を求めますか（すべて選択）。



問 19

平成 25 年 4 月に神戸市では災害時要援護者（以下、「要援護者」という）の支援に関する条例が定められています。条例では、災害時に 1 人でも多くの方を助けるために、平常時から要援護者への支援の取組みを希望する地域の支援団体に対し、市が保有する要援護者情報を提供する仕組み等を規定しています。情報を提供する際は、同意（みなし同意含む）に基づく方式をとっています。

あなたやあなたの家族に災害時要援護者の対象となる方はいますか。

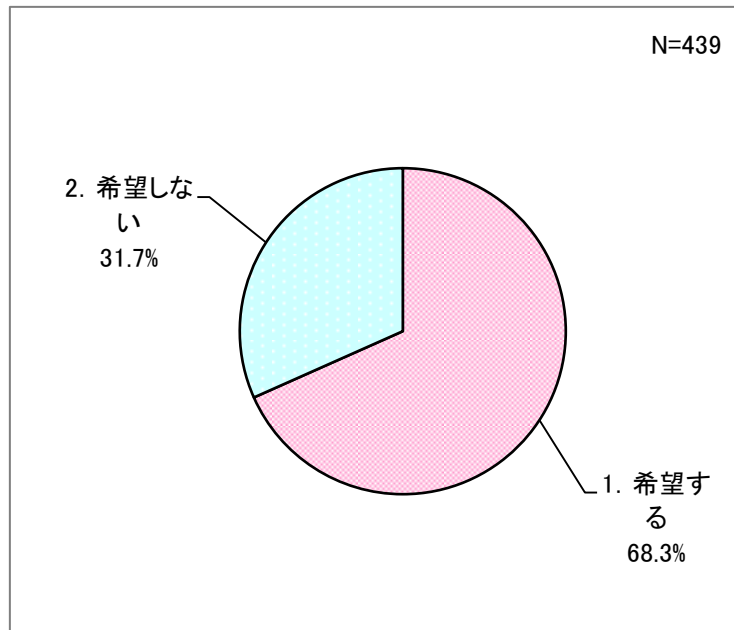


【参考】災害時要援護者とは

災害時に安全な場所への避難や避難場所での生活において周りの助けを必要とする方。
介護保険の認定を受けている人、各種障害者の手帳を持っている人、単身の65歳以上の
人、同居している人全てが75歳以上の人、グループホームで暮らしている人、
難病の人・乳幼児・妊産婦のほか災害時に自力での非難が難しい方

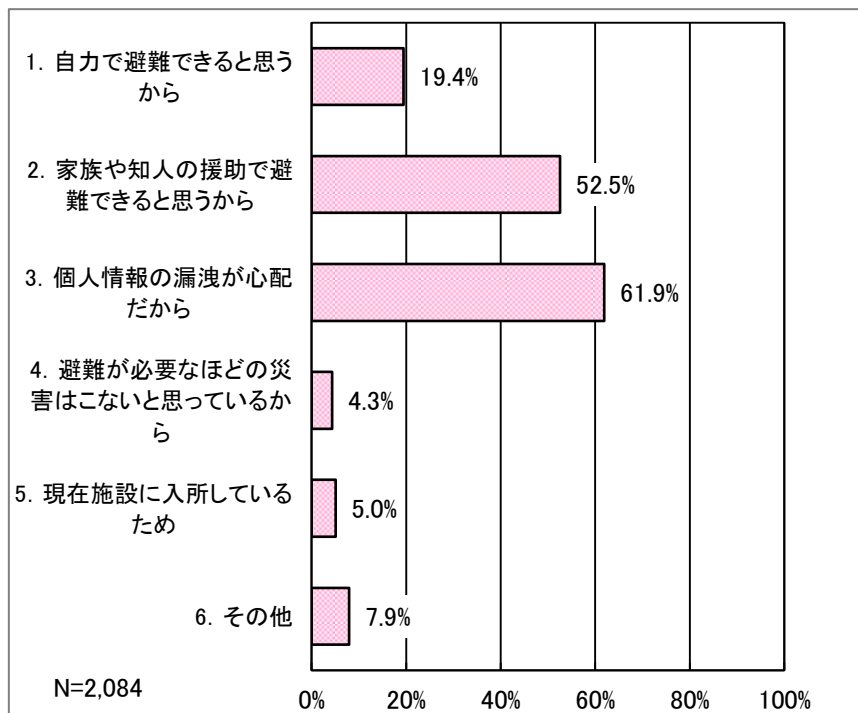
問19-1 <災害時援護者の対象がいる方>

災害時に地域の支援団体から避難などの支援を受けるため、あなたやご家族の情報を地域の団体に提供することを希望しますか（地域の支援団体は、神戸市と守秘義務などの協定を結んでいます）。

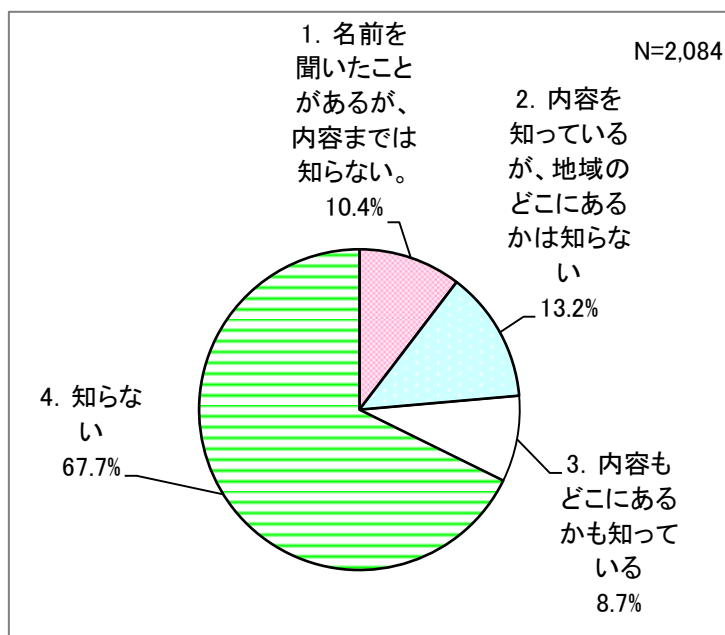


問19-2 <希望しない方>

希望しない理由は何ですか（すべて選択）。



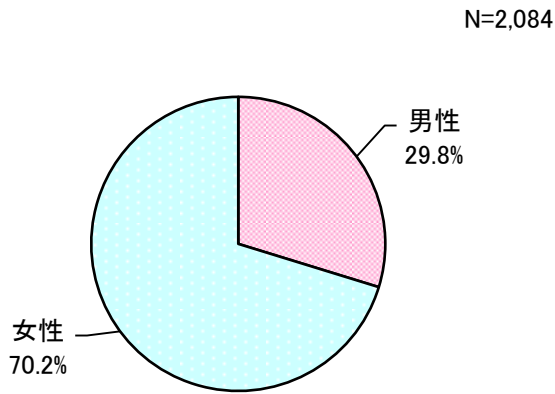
問20 あなたは「福祉避難所」を知っていますか。



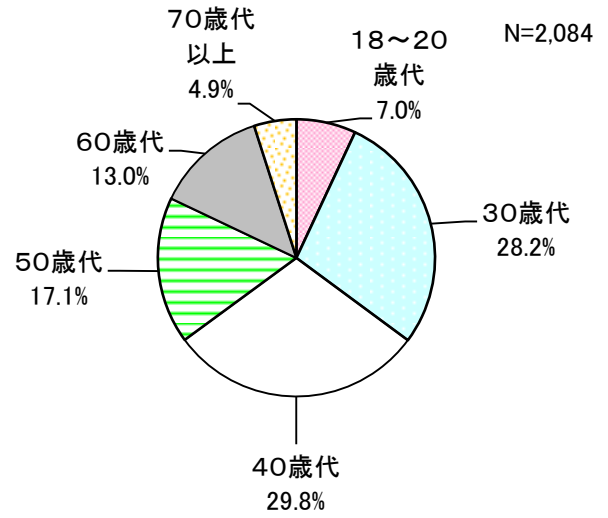
【参考】福祉避難所とは

高齢者や障がい者など、小・中学校などの指定避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人に対して、2次的避難所として開設すると市が指定した施設。

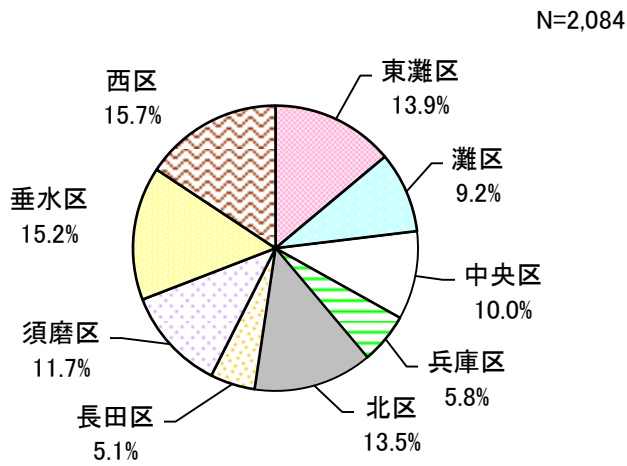
【性別】



【年代】



【居住区】



【職業】

